

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2022年度)
様式

作成日 2022/10/28
最終更新日 2022/10/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2022年度10月28日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		https://www.tsukuba-tech.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 第94回経営協議会（書面審議：令和4年9月26日～9月30日）において、全原則の適合状況等について、昨年度からの更新箇所について意見聴取及び確認を行い、第95回経営協議会（令和4年10月27日開催）において審議し、承認された。</p> <p>【経営協議会からの意見】 ○補充原則1－2④「目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等」 ・実態が反映されていない箇所については、適切な表現で記載していただきたい。</p> <p>○原則3－3－4「学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由」 ・各規則の条項がそのまま記載されているため、当該規則を参照しなければ委員の属性がわからないので、具体的に記載してはどうか。 ・教育研究評議会評議員に係る「令和4年度の選任」部分について、どの会議体で選出方法が審議されたのか分かりづらいので、具体的に記載してはどうか。</p> <p>【意見への対応】 ・ご指摘の趣旨を踏まえてえ、当該箇所の記載を改めることといたしました。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認方法】 第195回役員会（令和4年9月21日開催）において、全原則の適合状況等について、昨年度からの更新箇所について説明を行うとともに、意見聴取を行い、第196回役員会（令和4年10月27日開催）において審議し、承認された。</p> <p>【監事からの意見】 ・原則3-3-4に関連して、本法人では学長選考・監察会議の委員がウェブサイトで公表されていない。他法人の状況を踏まえて、学長選考・監察会議の委員を公表を検討してはどうか。</p> <p>【意見への対応】 ・監事からの意見を踏まえて検討した結果、本法人ウェブサイトにおいて、学長選考・監察会議の委員を公表することといたしました。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>現在、その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成 ・ 障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献を「ミッション」としている。 <p>また、これを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会に貢献する障害者人材の育成 2. 障害学生への横断的支援 3. 障害者への縦断的支援 <p>これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ミッション・ビジョン等
<p>補充原則 1 - 2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本法人では、本学の経営方針、経営戦略その他重要な政策について企画及び立案行う全学組織として「大学戦略室」を設置し、企画・立案のための検討を進めるとともに、戦略的な大学経営政策に係る重要事項については、「学長室会議」においてさらに審議を深めることとしている。</p> <p>なお、今年度から始まった第 4 期中期目標期間においては、外部有識者の参加を含め、多様な意見が取り入れられる協議の場等を設置の上、双方向の対話を通じて、法人経営に対する理解・支援を獲得することとしている。</p> <p>目標・戦略の進捗確認、検証、その結果に基づく改善については、上記のプロセスを通じ、現在、以下のとおり推進している。</p> <p>・ ビジョン 1：社会に貢献する障害者人材の育成</p> <p>本学学生の自発的・自律的な社会参画を見据えた教育課程の構築に着手し、既設の学科・専攻のあり方の検証を含め、「大学戦略室」等の場で審議を行っている。具体的には、工学や社会科学を含む障害に関連する幅広い学問分野を中核とした新たな学位プログラム等の構築に向けて、3つのポリシー、カリキュラムの作成を進めている。</p> <p>また、保健学科の教育研究体制の抜本的改革については、全学を挙げて改革に取り組むべく大学戦略室等の場で議論を進めているが、現時点では結論を得るに至っていない。なお、当面の改善措置として、第 4 期中期目標・中期計画において掲げているデータ・サイエンス科目の全学必修化と併せて、健康・スポーツ系の科目の増設等、カリキュラムの充実を図ることとし、専攻ごとに順次改定を進めている。</p> <p>・ ビジョン 2：障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援）</p> <p>日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、コロナ禍に対応した「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」を公開し、情報保障の質を下げないためのノウハウを発信するとともに、令和 4 年 8 月には補聴援助に関するノウハウを、トピックごとにまとめた「補聴援助に関するコンテンツ集」を公開している。</p> <p>令和 3 年 11 月には第 17 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムをオンラインで開催し、約 300 名の参加者、配信企画ののべ視聴者数は約 1,000 回を記録した。さらに、令和 4 年 8 月には日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）」が協力し、聴覚特別支援学校等の教職員を対象として、聴覚障害のある生徒の進路選択にあたっての選択肢を広く知ってもらうためのオンラインイベントを開催した。</p>

	<p>・ ビジョン3：障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、高大接続教育プログラムは、オンラインによる授業として、東京都立葛飾ろう学校、秋田県立聴覚支援学校及び京都府立聾学校において、デザイン・プレゼンテーションの授業を実施した。また、葛飾ろう学校で実施している「文泉こどもクラブ」については、オンラインで開催し、児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。</p> <p>本学のリカレント事業については、文部科学省の令和3年度「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、昨年度実施した「聴覚・視覚障害者のための共生社会実現に向けた『超』職業実践力育成事業」の内容を一部継続しつつ、企業や受講生のニーズを踏まえ、「聴覚障害者のための共生社会実現力育成プログラム【DXリススキル】」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師が開業して活躍するための基礎をつくるプログラム」の2種類のプログラムを実施することとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学学長室会議規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学大学戦略室規程
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。</p> <p>これらの会議において審議すべき事項の具体的な内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的な大学経営政策に係る重要事項を、学長室会議において調査・審議 ・ 教育研究及び管理運営に関する専門的事項や対応を要する特定事項を、個別事項ごとに設置する全学的な委員会において検討 <p>するなどとしており、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化を見据えた体制を整備している。また、第4期中期目標期間を見据えて、学内会議・委員会等の役割・位置付けを精査し、効率的な審議を行う場としての集約化を図ることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学学長室会議規程
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>本法人では、第4期中期目標期間を見据えて、「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」を新たに作成し、本法人が掲げるミッション・ビジョン、将来構想を実現することを目的として、多様で優秀な人材の確保に努め、職員の適切な年齢構成の実現に配慮しつつ、大学運営を担う人材の確保・育成を推進することとしている。</p> <p>また、職員の適性・能力・意欲を考慮した人事配置を進めるとともに、適切な業務のあり方、効率的なマネジメントのあり方を見据えた勤務環境の改善を図ることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学人事基本方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針 ・ 国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針

<p>補充原則 1 - 3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本法人では、別掲のとおり「財務レポート」により、支出及び収入の状況について公表している。</p> <p>また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学統合報告書 ・ 筑波技術大学財務レポート ・ 国立大学法人筑波技術大学財務方針
<p>補充原則 1 - 3⑥(4)及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本法人では、毎年度、財政上の情報（収入の状況や財務指標の推移等）や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を「統合報告書」及び「財務レポート」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学統合報告書 ・ 筑波技術大学財務レポート
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、令和4年度は8名を配置している。なお、令和3年度の12名の特命学長特別補佐及び特命学長補佐のうち2名が、令和4年4月から新たに部局長やコース長に就任している。</p> <p>また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面でのIR機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・ 国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>本法人では、以下の役割の下、理事（法人の長を補佐して法人の業務を掌理する）、副学長（法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる）を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事（総務・財務担当） ・ 理事（社会連携担当） ・ 理事（経営・施設・基金担当） ・ 副学長（教育担当） ・ 副学長（研究担当） <p>各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進める。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波技術大学ガバナンスの状況 ・ 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・ 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録

<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、2名の理事を学外の人材から登用している。</p> <p>また、文部科学省の「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」に採択された本学のリカレント事業においては、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を踏まえ、プログラムの開発・実施、成果検証を行う「事業実施委員会」を設置し、委員 12名のうち7名は外部の有識者で構成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者 ・企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者 ・聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者 ・教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者 ・多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者 <p>また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、予め翌年度の開催日程を提示する等、以下のような運営方法の工夫を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程</u> ・ <u>経営協議会の学外委員に係る選考方針</u> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫</u> <p>経営協議会における運営方法の工夫としては、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選 ・ 前年度中に翌年度の開催予定スケジュールを予め各委員に周知 ・ 会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付 ・ コロナ禍において、対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学学長選考規則</u> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学学長選考基準</u> ・ <u>選考過程・選考結果・選考理由</u>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則2年）を規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則</u>

<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学学長解任規則</u>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考会議において、学長就任2年目以降、毎年度1回（再任の場合は就任1年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則</u> ・ <u>学長の業務執行状況の確認について</u>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおり。</p> <p>○経営協議会委員（学長選考・監察会議規則第2条第1項1号委員）</p> <p>経営協議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項1号の規定に基づき、審議の上、経営協議会の委員のうち学外委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和3年度の選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、本務等での経験や知見のバランス等を考慮し、経営協議会にて審議の上選出している。</p> <p>○教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規則第2条第1項2号委員）</p> <p>教育研究評議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項2号の規定に基づき、審議の上、教育研究評議会の評議員のうち、学長を除いた委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和4年度の選任にあたっては、まず、選出方法を教育研究評議会で審議し、審議の結果、投票により実施することになったため、5名連記無記名投票(学長選考・監察会議委員としてふさわしいと考える者に「○」を付す方法)を実施し、得票順位が1位から5位までの者を選出している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について</u>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本法人では、学長選考会議において、「大学総括理事」を置くことはしていない。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最高責任者（学長） ○内部統制委員会（学長・理事・副学長） ○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長） ○内部統制推進担当者（職員） <p>内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学における内部統制システム（体制図） ・国立大学法人筑波技術大学内部統制規程 ・国立大学法人筑波技術大学業務方法書
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状を整理した「統合報告書」、財政上の状況を取りまとめた「財務レポート」を作成し、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学統合報告書 ・筑波技術大学財務レポート
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「卒業生」「保護者」「地域・企業」「在学生」「教職員」それぞれを対象に応じた情報の提供を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の方 ・聴覚障害の方 ・卒業生の方 ・保護者の皆様 ・企業・地域の方 ・在学生・教職員 ・ご支援くださる方
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本法人では、3つのポリシーが示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術学部3つのポリシー ・保健科学部3つのポリシー ・技術科学研究科産業技術学専攻3つのポリシー ・技術科学研究科保健科学専攻3つのポリシー ・技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻3つのポリシー ・卒業後の進路 ・令和3年度卒業時（学部）アンケート調査報告書 ・令和3年度修了時（大学院）アンケート調査報告書
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p>